

平成15年第7回防府市議会臨時会会議録

平成15年11月26日(水曜日)

議事日程

平成15年11月26日(水曜日) 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議案第75号 職員の給与に関する条例等中改正について

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(26名)

1番	横見進君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	山本久江君	6番	藤本和久君
9番	岡村和生君	10番	弘中正俊君
11番	安藤二郎君	12番	山田如仙君
13番	田中敏靖君	14番	藤野文彦君
15番	馬野昭彦君	16番	木村一彦君
17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
20番	松村学君	21番	大村崇治君
23番	久保玄爾君	24番	今津誠一君
25番	河村龍夫君	26番	藤井正二君
27番	青木岩夫君	28番	深田慎治君
29番	平田豊民君	30番	中司実君

欠席議員(3名)

7番	斉藤旭君	8番	横田和雄君
----	------	----	-------

22番 広石 聖 君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	浅田道生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	岡本智君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道局参事	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	大木孝好君

事務局職員出席者

議会事務局長 村重誠君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時 1分 開会

議長（中司 実君） ただいまから平成15年第7回防府市議会臨時会を開会いたします。

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、齊藤議員、広石議員、横田議員であります。

また、執行部については、水道事業管理者が出張のため、欠席する旨の届け出に接しておりますので御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。
18番、佐鹿議員、20番、松村議員、御両名にお願い申し上げます。

会期の決定

議長（中司 実君） 会期についてお諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

議案第75号職員の給与に関する条例等改正について

議長（中司 実君） 議案第75号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第75号職員の給与に関する条例等改正について御説明申し上げます。

本案は、職員等の給与の改定についてお願いするものでございます。改正の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておるとおりでございますが、国家公務員に準じ、条例の公布の日の翌月から、給料の1.1%の引き下げと扶養手当の一部減額を実施し、あわせて、本年12月に支給する期末手当につきましては、0.25月分削減するとともに、本年4月から、この改定の実施前までの期間に係る給与について所要の調整を行い、平成16年4月から交通機関等利用者に係る通勤手当について所要の改正を行うとともに、期末手当の支給割合を変更しようとするものでございます。

また、職員の期末手当の減額に伴い、議員、市長等の特別職及び教育長の期末手当につきまして、職員の例により所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本件に対する質疑を求めます。5番。

5番（山本 久江君） 質問させていただきますけれども、今回の給与改定に伴う影響についてお尋ねしたいと思いますが、給与引き下げの対象となるのは、ただいま御説明がありましたように、一般職、それから、市長ほか特別職、議員等でございますけれども、引き下げの総額は一体どのくらいになるのか、お尋ねいたします。

また、市職員と連動しての引き下げが想定される分野、どういうところがあるのか、その点についてもお尋ねいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） お答え申し上げます。影響額、影響として金額の総額、あるいは外郭団体のことと存じますので、その点を申し上げます。

影響の総額につきましては、期末手当が1億700万円、約1億700万円を想定いたしております。また、調整ということで、4月から11月まで支払ったものについてのものを所要の調整をいたすわけですが、その金額は4,200万円、合わせて1億4,900万円、これは12月まででございます、1月から3月までの給料を合わせますと、総額で1億6,900万円の予定をいたしております。なお、これにつきましては、12月の補正予算で計上いたしたいと思っております。

2番目の御質問の外郭団体等々でございますが、この改正の趣旨については、おのこの外郭団体にお知らせをいたしたいと思っておりますが、その改正に当たっては、おのこの組織で、理事会等でされるものと思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） それでは、今回の条例改定で、期末手当は5年連続の引き下げとなりますけれども、平成11年度以来の改定状況について御説明をお願いいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 御指摘のように、平成11年から改定となっております、期末、勤勉手当の差はございますが、その月数を申し上げますと、平成11年がマイナス0.3月、平成12年がマイナス0.2月、13年、14年がマイナス0.05月、15年度が今回御提案申し上げます0.25月で、合わせて0.85月というふうになっております。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 御答弁を聞きましても、大変な引き下げがされているなというふうに思いますが、人勤につきまして、これまで振り返ってみまして、例えば昭和57年から60年までの4年間、思い出してみましても、ああこういうことがあったなというふうに思うんですけれども、例えば人勤改定率の未実施とか、それから実施時期を延期するとか、こういう一部約束違反もありましたけれども、給料月額引き下げというのは昨年初めてなんですね。

そもそも人事院が賃金の引き下げを勧告するということは、当然御承知のように、団体交渉によって賃金を決定する権利を奪われた公務員に、本当に問答無用に賃下げを押しつけることになると思います。これはやはりILO第98号条約というのがありますけれども、これに違反するものだということに言われております。2年連続の給料月額引き下げ、このたびのこういうふうな人勤準拠についての市の考え方といいますか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 人勤制度は代償制度というふうにおっしゃいまして、そのとおりだと思います。団結権、交渉権、争議権というような、公務員にはそれらが無い部分がございます、そのかわりとして人事院勧告制度、国においてはあるというふうには理解しております。

では、人勤ということですが、やはりこの人事院といったものが、いわゆる民間の100人以上の企業について、いわゆる給料の実態について調査をされて、そして、官民格差があるということで勧告をされたわけがございます。その地方自治体は人勤準拠というふうなものを行っておりますけれども、全国3,000あまたございます地方自治体のほとんどが人勤準拠といったものを行っておりますし、地方公務員法にいわゆる均衡の原則と、権衡とも書いてありますが、ございまして、いわゆる近隣の市町との給与水準も合わせていかななくてはいけないということもございます。これもやはり判断基準になるのではないかなと思います。

また、何よりも今、経済情勢等々をとりますと、いわゆるデフレ基調の中で、物価も下がっている、給料も下がっている、これは実態でございまして、大変厳しい状況の中で、防府市職員だけが人勤を実施しないというわけにもまいりません。私ども市職員というものはいわゆる市民サービスをいたしておるわけですし、いわゆる給料というものは、とりもなおさず市民の税金から支払っていただいているという状況でございまして、それらを勘案して、いわゆる人勤準拠という一つの公正な物差しで実施をしているという状況です。また、このあたりについては、組合とも数度の交渉をいたしまして、合意に至ったという状況でございまして、人勤準拠を正しいものとしたしております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 27番。

27番（青木 岩夫君） 今、提案されております、この条例の最後の参考資料になるんですけど、15ページの末尾に、これはいつもよく目にするところですが、その他必要な事項を定めることを市長に一任すると、このように記載されておりますが、よくこれは目にするところですが、今回、この改定によって、どのような内容のものが市長に一任をされるんですか。それをお尋ねします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 議員さん御指摘のように、委任事項は、必要のある場合にはいつもこのような附則を設けているものでございます。ここに書いてありますように、「その施行に関して必要な事項を定めることを市長に委任する」ということですが、

具体的には、今回の給与条例の改定に伴って委任できる規則につきましては、例規集にございますように、職員の給与に関する条例施行規則、あるいは通勤手当支給規則及び期末手当及び勤勉手当支給規則に定めることとなります。

具体的には、その規則の中身は、定義とか、あるいは事務手続とか、あるいは申請様式というふうになります。それらについて変更があれば、規則で定めていくというような状況でございます。

議長（中司 実君） 27番。

27番（青木 岩夫君） 今、お答えいただきましたような内容のものは、職員組合との協議の対象になるようなものですか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 規則には、例えば今回の改正については、規則で申請様式等を変えろというような、ほんの軽微な手続でございますから、対象になるものはないというふうに思いますが、場合によっては、ある場合があります。例えば組織の改編で新たに管理職を設けたというようなところについては、管理職の範囲を規則で定めますけれども、その場合については、組合と交渉するという場合もございます。今回の改正については、組合の交渉となるものはございません。

以上です。

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。5番。

5番（山本 久江君） 議案第75号職員の給与に関する条例等改正につきましては、日本共産党は反対の立場から討論を行いたいというふうに思います。

今日の深刻な不況は、その最大の理由が消費購買力の低下にあることは言うまでもございません。さらに、リストラや倒産に加えて、公的年金、あるいは医療制度、雇用保険等、社会保障制度の改悪などで、将来の不安はより増しております。

こうした中での、今回の市職員等の給与引き下げは、公務公共関連労働者の暮らしに大きな打撃を与えるばかりか、地域経済にも甚大な影響を及ぼすものだと考えます。人事院及び人事委員会は、民間給与が下がったから公務員給与も下げろというような理屈で賃下げを正当化しようとしておりますけれども、実際には、公務員給与が下がったから民間給与が下がる、民間給与が下がったから公務員給与を下げる、この賃下げの悪循環が今日の消費不況にさらに拍車をかけることは明らかでございます。

全国的にも公務員給与の引き下げが、年金や恩給の給付削減、あるいはまた生活保護費の給付削減に連動いたしまして、多くの住民の暮らしの困難や破壊につながっていくこととなります。2年連続となる給料月額引き下げ、5年連続の期末手当引き下げという、この史上最悪の人事院勧告に沿った改定、この賃下げの是正こそ、今日の停滞する地域経済の活性化にもつながるものだと私どもは考えております。

また、内容的に見ましても、不利益不遡及の原則、つまり労働条件の切り下げなどの不利益は過去にさかのぼって適用してはならない、こういう原則をも踏みにじる年間調整措置がとられるなど、多くの問題を抱えているというふうに思います。

よって、この議案第75号、これにつきましては反対の立場を表明いたします。

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第75号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（中司 実君） 起立多数でございます。よって、議案第75号については、原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成15年第7回防府市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年11月26日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 佐 鹿 博 敏

防府市議会議員 松 村 学